

平成 28 年度事業報告書

公益財団法人年金シニアプラン総合研究機構

平成 28 年度事業報告

I 調査研究等事業（公益目的事業）

1. 自主研究

（1）サラリーマンの生活と生きがいに関する調査

① 調査研究の概要

本調査は、定年移行期前後におけるサラリーマンの生活と生きがいを分析するとともにそのあり方を探り、これらの人々に対する退職後の生活に向けての支援策や生きがいを持って生活ができる政策の提言に結びつけることを目的として、平成 3 年（1991 年）から 5 年ごとにサラリーマンシニア層を対象の中心としてアンケート調査を実施している。

今回調査では、過去 5 回の調査の継続性を維持しつつ、被用者年金の一元化に伴う公務員への調査対象の拡大及び共働き世帯の増加を踏まえた調査を行った。

具体的には、現在のサラリーマン層の生活実態と生きがいに関する考え方を探り、どのようなものに生きがいを感じているかを明らかにした。また、生きがいに関する考え方が、その人の基本属性、社会的活動的要因、ライフステージなどどのような関係にあるのかの分析を行った。

また、過去の調査結果との比較を行い、25 年間の社会情勢や経済環境、雇用環境等の変化との関係の中で、生活実態及び生活と生きがいに関する意識の変化などについて明らかにし、その要因を分析した。

② 調査研究体制

座長	高山 憲之	年金シニアプラン総合研究機構 研究主幹
客員研究員	小野口 航	早稲田大学大学院心理学教室
〃	菅谷 和宏	三菱UFJ信託銀行 主任調査役
〃	丸山 桂	成蹊大学経済学部 教授
事務局	福山 圭一	年金シニアプラン総合研究機構 専務理事
〃	下島 敦	年金シニアプラン総合研究機構 審議役
〃	長野 誠治	年金シニアプラン総合研究機構 主任研究員

③ 調査研究結果の要点

1) 地域（都市・郊外・地方）別等にみた生きがいの対象と精神的健康との関連

について分析した。都市在住者は「学習活動」、郊外在住者は「ひとりで気ままに過ごすこと」、地方在住者は「自然とのふれあい」、を生きがいの対象だと感じている場合は、精神的健康が良好であった。生きがいの対象を選ぶ判断基準として「役割の有無」「不特定他者との関わりの有無」が重要であり、生きがいの対象は「積極的な他者との交流」「周囲の人間関係」「自己完結」にまとめられる。他者との関わりが無いような活動を生きがいの対象とする人が増えている。年代と地域を考慮して、従来の生きがい作りから個人や環境に合わせた生きがい作りを推進する必要があるかもしれない。(小野口)

- 2) 第1回～第6回調査の時系列分析については、生きがいの保有率は一貫して減少傾向にあり、生きがいの意味は「生活の活力」や「生きる目的」から、「生活のリズム」や「心のやすらぎ」に変化している。生活満足度や生きがいを得られる場について、「仕事」の位置付けが減少し、「家庭」で求める傾向に変化している。一方で、「人とのつながり」を求めず、「社会参加」にも関心がなく、生きがいの場を「家庭」にのみ求める傾向が強くなっている。全般的にゆとりがない生活の中、減少している自由時間の使い道も「何もしない」が増加。家庭以外の新たな生きがいと満足感を得られる場を自ら見出せるような社会環境の構築が必要である。

団塊の世代における年齢比較分析結果は、生活満足度や生きがいについて「仕事」「家庭」で得られることが減り、かわりに「個人的友人」「社会」に変化している。団塊の世代では「生きがいの喪失」は当てはまらない。生きがい意味については、「何かをやりとげる」という具象的なものから、「心のやすらぎ」という精神的なものに変化している。全体的に生きがいの保有率が減少している中、生きがいを失わずに持ち続けている団塊の世代の考え方や生活を参考に、生きがいの保有率を回復するための施策が必要とされている。

(菅谷)

- 3) 正社員・正職員の職歴が中心であった高齢者の生きがいの有無について分析を行った結果、男女とも主観的健康度、熱中できる趣味を持つことが生きがいを持つ方向にプラスに作用する一方で、配偶関係や学歴、現在の就業の有無は有意な結果とはならなかった。また、男性は社会活動への参加、女性は子どもがいることが生きがいの形成にプラスに作用するなど、男女で異なる傾向もみられた。退職前の老後の準備状況との関係について分析したところ、老後の生活を見据えて退職前から経済面、趣味などの準備を行ってきた者が、より生きがいを持てる老後を過ごしている傾向があり、今後は自助努力だけに依存しない、退職前の各種啓発活動などのサポートが社会や企業に求められるであろう。(丸山)

(2) ハイブリッド証券に関する調査研究

① 調査研究の概要

超低金利環境の中利回りを求める投資家に受け入れられ国内市場においても発行が急増してきているハイブリッド証券の概要及びリスクと特性を調査しまとめている。やや複雑な仕組みを持ち通常の債券にはないリスクを含むハイブリッド証券の特性に対して、年金資金を始めとする投資家に理解を深めていただくことを目的としている。

② 調査研究体制

研究員	樺山 和也	年金シニアプラン総合研究機構	主任研究員
アドバイザー	福山 圭一	年金シニアプラン総合研究機構	専務理事
〃	下島 敦	年金シニアプラン総合研究機構	審議役

③ 調査研究結果の要点

ハイブリッド証券は、資本規制上や格付機関の資本性評価では、「株式」により近く高い資本性を認められることを望む一方、税法上は「負債」として利払いが損金計上でき、投資家にとって受け入れられやすい「債券」により近い商品性も示したいという、ベクトルの異なる複数のニーズを満たす金融商品として設計されることから、やや複雑な仕組みを持つものとなりやすく、通常の債券にはないリスクが生じることもみられている。本報告書では、規制等の差異により性格が異なる銀行・保険・コーポレートの各ハイブリッド証券の特徴についても考察した。

(3) 海外年金資金等における ESG 投資に関する調査研究

① 調査研究の概要

海外年金資金等における ESG 投資への取り組み状況の調査を行うとともに、発行が拡大しているグリーンボンド市場の状況、新しいインデックスのローンチが増加している ESG インデックス、多様な銘柄が上場されてきている ESG 関連 ETF の状況についても調査を行った。

② 調査研究体制

研究員	樺山 和也	年金シニアプラン総合研究機構	主任研究員
アドバイザー	福山 圭一	年金シニアプラン総合研究機構	専務理事
〃	下島 敦	年金シニアプラン総合研究機構	審議役

③ 調査研究結果の要点

ESG投資はメインストリームの投資においても無視することのできないものとなってきた。かつては上場株式が ESG 投資の主たる対象であったが、すべての資産クラスを対象とするものとなっている。また、ESG の投資手法は多様化しており、投資家の考え方により個々の投資家が利用する手法は異なるものとなっている。投資家の関心の高まりを反映して、多様な ESG インデックスがローンチされてきており、ESG 関連 ETF の上場も増加している。

(4) 年金基金等を取り巻く国際的規制に関する調査研究

① 調査研究の概要

米国のサブプライムローンに端を発した世界的な金融危機を契機として、年金基金等のリスク管理やガバナンスの強化が検討されることになった。EU では、年金基金に対し、保険会社と同様のソルベンシー規制導入が検討されたが、これは見送られることになった。しかし、ガバナンスの強化や加入者・受給者に対する情報提供の充実、監督の高度化等を図ることになり、長期にわたる議論の末、職域年金基金の活動及び監督に関する新たな指令（IORP II）が成立することとなった。そこで、新指令の内容を、ウェブジャーナル「年金研究」の第 5 号で紹介した。

併せて、危機再発防止に向け主要国（G 2 0）を中心に合意された国際金融規制改革は、金融機関への規制（バーゼルⅢ）をはじめ幅広い分野（デリバティブ取引、非金融機関（生命保険、年金基金等）の取引）での重層的な金融規制が進められている。これらの中には年金資産運用にかかわるものも少なくないことから、各種の規制実施により年金資産の運用に生じる影響（投資手法、運用コスト、資産の市場流動性等）を調査した。

② 調査研究体制

研究員	白神啓一郎	年金シニアプラン総合研究機構	主任研究員
〃	樺山 和也	年金シニアプラン総合研究機構	主任研究員
〃	長野 誠治	年金シニアプラン総合研究機構	主任研究員
〃	福山 圭一	年金シニアプラン総合研究機構	専務理事
アドバイザー	下島 敦	年金シニアプラン総合研究機構	審議役

③ 調査研究結果の要点

2016 年 12 月に、EU 職域年金基金指令の改正が成立した。改正された指令はもともと 2003 年に制定され、適用対象の頭文字を取って IORP 指令とも呼ばれ

ているものである。今回の改正は、24条からなる2003年指令を廃止して、6編67条の新たな指令とするものであり、IORP II と略称されている。

内容は多岐にわたっている。まず、年金基金のガバナンスに関して新たに各種の規制が導入される。具体的には、有効なガバナンスシステムを有するようにすること、ガバナンス方針を文書化すること、リスク管理・内部監査・(DB年金についての)アクチュアリーが「主要機能」(key function)と位置づけられること、年金基金の運営に当たる主な役職員の人的資質要件を明らかにし、主要機能保有者の適性を加盟国所管当局が評価(assess)すること、年金基金は自らリスクアセスメントを行い文書化すること、運用基本方針を公開することなど、様々な規定が新設される。

また、年金基金には、加入者・受給者に、積極的かつ幅広い内容の情報提供を行うことが義務付けられる。とりわけ、各加入者に対し、予想年金給付額(経済シナリオによる場合はベストと好ましくないシナリオによる)などを記載した年金給付ステートメントを年に1回提供することが義務付けられる。

年金基金に対する監督については、所管当局が違反に対し行政罰その他の手段を課すことができることが明定される他、所管当局がストレステストを含む監視ツールを持つようにすること、所管当局の業務は秘密情報保護に留意して透明、独立かつアカウンタブルに行われるべきこと、所管当局の職員には守秘義務が課されることなどが規定される。

特筆されるのは、ESG投資関連の事項が多く規定されたことである。ESG投資に対するこれまでの規制スタンスの変更を加盟各国に迫るものということができる。その他、国境を超える年金資産等の移換、監督に関する諸規定など、新たな規定が数多く盛り込まれている。

IORP IIは単一市場を企図するEUの意欲の表れと見ることができるが、一方で、Brexitなど今後のEUのあり方自体も不透明なところがある。加盟各国における施行まで2年の猶予期間があり、今後における各国の対応や実施状況などを注目していきたい。

(5) 高齢者世帯における医療・介護等を含む公租公課の状況

① 調査研究の概要

高齢者世帯の公租公課には、世帯における人的構造や世帯収入額が同じでも収入構造の違いにより相対的負担水準に相当の世帯間格差があること、同一世帯類型でも世帯収入の増に伴い負担が急増するポイントがあること等、今後全体的に負担水準が上昇する中で一段と顕著となり問題となりかねない事実を小野(2016)は指摘し、これらの負担格差や非連続的変化等を抑制するための総合

的一体的な政策提言を行った。そこで、上記政策提言に沿った公租公課制度の具体的な試案を作成し、それに基づいて高齢者世帯の多様性に着目しつつ各種公租公課を一体的に世帯単位で試算し、提言の企図した効果を検証した。論文はウェブジャーナル「年金研究」の第3号に掲載された。

②調査研究体制

小野暁史（前年金シニアプラン総合研究機構審議役）による単独研究。

③ 調査研究結果の要点

試案の下では、全体的な負担水準は現行制度から大きく変わることなく、世帯類型間における負担水準格差が縮小するとともに、世帯収入増に伴う負担急増ポイントが解消されていることを確認できた。前者は、現行の「所得＋各種所得控除方式」を「実収入＋最低生活費相当額等免税方式」へ組みかえた結果、世帯における収入構造の差異による影響を限定できたからであり、後者は、収入増に伴い段階的に負担が増加する要素を排し連続的に増加するような仕組みに組みかえたからである。ちなみに、これらの組みかえにより、試案における制度の仕組みは全体として現行より大幅に簡素なものとなっている。

また、公租と社会保障給付による2重の保護を排する仕組みも取り入れ、両者が複合して過剰な保護となることを抑制する効果も確認できた。

以上から、小野（2016）が問題とした「負担の格差や非連続的な変化等」への公租公課側からの対応として、試案は一つの解であることを確認できた。

（6）調査研究レポートの公表等

以上に掲げるもののほか、当機構所属研究員による研究活動の成果を「調査研究レポート」として当機構ホームページで公表している。平成28年度においては、次の19件のレポートを公表した（カッコ内は執筆者名）。

- ・英国の目標建て年金制度の施行留保について（杉田健）
- ・マイナス金利に対する企業年金の抵抗力の検証 低い予定利率とリスク抑制、更に厚い剰余が大きな支え（久保俊一）
- ・改正確定拠出年金法に期待されるDCガバナンスの向上（三木隆二郎）
- ・GPIF改革成功のカギは、出口戦略にあり（平井一志）
- ・我が国が先行して直面するESGの課題とは何か ～「労働参加率向上による年金財政の持続性確保とGPIFの役割」～（三木隆二郎）
- ・最悪のDBでも最良のDCよりは良いとするバートン・ウェアリング氏の主張について（杉田健）

- ・ 公的年金の将来見通しと実績との乖離による年金財政への影響に係る検証手法の改善案（下島敦）
- ・ 導入3年目のスチュワードシップ・コードの現状と課題 受け入れ表明進まぬ企業年金の視点（久保俊一）
- ・ 欧州年金基金のストレステストについて（杉田健）
- ・ 日本株設備人材投資指数を巡るフィデューシャリー上の問題点（三木隆二郎）
- ・ GPIF 改革成功のカギは、出口戦略にあり（その2） “奔（はし）りて殿（しんがり）す” の覚悟はあるか（平井一志）
- ・ ロシアの少子化対策「母親資本」制度とその効果（杉田健）
- ・ J-REIT の重い課題 「低いROE」と「高いボラティリティ」（久保俊一）
- ・ オランダの企業年金の新しい形態 APF について（杉田健）
- ・ DC ガバナンス確立のために重要なライフプラン教育の質的向上の必要性～今後求められる DC ガバナンスとは（その1）～（三木隆二郎）
- ・ 欧州クロスボーダー企業年金の現状（杉田健）
- ・ GPIF 改革成功のカギは、透明性の確保にあり（平井一志）
- ・ 統合報告書に見る企業年金のスチュワードシップ・コード受け入れ可能性（久保俊一）
- ・ DC ガバナンスと金融リテラシー～今後求められる DC ガバナンスとは（その2）～（三木隆二郎）

また、時宜、機構内外の有識者が参加する年金関係の勉強会を実施している。平成28年度においては、11回実施した。

（7）データベースの供用

年金研究のインフラの一つとして、年金制度及び年金資金運用に関する海外年金情報等を収録したデータベースを一般の利用に供した。

2. 研究管理業務

文部科学省・日本学術振興会科学研究費補助金及び厚生労働省厚生労働科学研究費補助金による次の研究について、研究代表者・研究分担者の所属研究機関として、研究管理業務を行った。

（1）基盤研究（B）「年金をめぐる世代間問題の計量分析」

① 調査研究の概要

本研究の研究期間は平成 28 年度から平成 30 年度までの 3 年間である。研究代表者の高山は平成 28 年度において、第 3 回「くらしと仕事に関する調査 (LOSEF)」の設計と実施に参加するとともに、ねんきんネット上の年金加入記録等の転記を回答者に求めたアンケート「くらしと仕事に関する中高年インターネット特別調査」(平成 24 年実施)を利用して、年金と高齢者就業の関係を調べた上で、多変量解析を試みた。そして、その結果は論文としてウェブジャーナル「年金研究」第 6 号に掲載された。

② 調査研究体制

研究代表者	高山 憲之	年金シニアプラン総合研究機構 研究主幹
研究分担者	稲垣 誠一	国際医療福祉大学 教授
連携研究者	小塩 隆士	一橋大学経済研究所 教授
〃	臼井恵美子	一橋大学経済研究所 准教授

③ 調査研究結果の要点

本研究では、給与所得者として 20 年以上、勤務してきた男性を分析の対象としてきた。その分析によって新たに得られた主要な知見は以下のとおりである。

- 1) 56～59 歳時点の正社員割合は、かつて 80%であった(または 80%に近かった)が、1948 年度生まれの世代から低下しはじめ、1952 年度生まれ(2012 年度には 60 歳)になると 60%強になっていた。60 歳を超えるとともに、いずれの世代でも正社員割合は 30%前後あるいは、それ以下へ急減しており、被用者だけに限定すると、正規の人より非正規の人の方が総じて多かった。そして、64～65 歳時点では無職者が過半数を占めるようになっていた。
- 2) 総報酬月額中央値は、いずれの世代においても 59 歳時点で 50 万円以上となっていたが、61 歳時点では 30 万円台または、それ以下に低下していた。ただ、その分布のばらつきは比較的大きく、61 歳以降においても月額 47 万円超の人が 30%以上いた。
- 3) いずれの世代においても年金受給率は加齢とともに上昇しており、総じて 62 歳時点で 50%を超え、65 歳時点で 80%超となっていた。とくに、1949～1951 年度生まれについては定額部分に係る法定の受給開始年齢が 65 歳になっていたにもかかわらず、60 歳受給開始者が 40%台を占め、さらに 61 歳時点の年金受給率は 60%台に上昇していた。
- 4) 定額部分の法定受給開始年齢引き上げにぴったり合わせて実際に年金を受給しはじめた人は受給者の 4 分の 1 あるいは、それ以下にとどまり、それほど多くなかった。

- 5) 2012年12月時点で年金を受給していた60～69歳の男性について受給開始前後の就業状況等を調べた結果によると、まず、受給開始1年前の時点では正社員ないし役員が48%、非正規就業20%、失業中8%、無職者17%等であったが、受給開始直後には正社員ないし役員が17%となり、30%近いダウンとなる一方、無職者が36%、失業中15%、非正規就業25%へと、それぞれアップしていた。さらに受給開始2年後になると、正社員ないし役員は10%まで減る一方、無職者割合は48%へ上昇していた。
- 6) 就業状況が変わると週あたり労働時間も変わる。年金受給開始1年前には労働時間40時間以上の人が52%を占めていたが、年金受給開始直後には27%へと、ほぼ半減していた一方、労働時間ゼロが52%となった。年金受給開始とともに労働時間を減らしたり、勤務を辞めてしまったりした人が、それなりに多く、就労を抑制したり、早期引退を促進したりする効果が年金受給にあることが、パネルデータによって計量的に確認された。
- 7) 年金受給開始1年前の総報酬月額とその他の月収（週30時間未満の勤務から得られた賃金等）と年金受給開始1年後の「年金+賃金+その他月収」の合計額を比較すると、年金受給開始後、大幅に収入を減らした人が圧倒的に多かった。ちなみに、後者の前者に対する割合は20%未満の減が6%、20%以上40%未満の減8%、40%以上60%未満の減18%、60%以上80%未満の減25%、80%以上の減19%となっていた。
- 8) 実際に年金受給を開始した年齢が60～64歳であり、かつ年金受給開始直後においても総報酬を手にしてきた人に限定すると、受給開始1年前の総報酬月額は15万円未満の人が13%、30万円未満40%であったが、受給開始直後になると、総報酬月額15万円未満の人は40%となっていた。そして、受給開始直後における「総報酬月額+年金給付（基本月額）」の合計額は20万円未満が21%、20万円以上28万円以下が31%、28万円超40万円未満29%、40万円以上10%となり、20万円以上28万円以下のところに、それなりの塊りがあった。年金を減額なしで受給するために総報酬月額を下方に調整した人が少なくなかったようである。
- 9) 精緻な生存時間解析をした結果によると、老後資金に余裕があったり、就業継続によって稼得が期待される賃金が低かったりすると（従前賃金の60%未満）、早めに就労を停止し、年金を受給し始める傾向がある。さらに、無配偶者の方が有配偶者より就労を早期に停止する確率が高い。

(2) 基盤研究(B)「ダイナミック・マイクロシミュレーションモデルの拡張とその

社会保障制度改革への応用」

(研究分担者：高山憲之)

① 調査研究の概要

本研究の研究代表者は、稲垣誠一氏（国際医療福祉大学教授）であり、研究期間は平成 27 年度から平成 29 年度までの 3 年間である。研究分担者の高山は平成 28 年度において、ねんきんネット上の年金加入履歴等の転記を求めるフォローアップ調査を、第 3 回 LOSEF（くらしと仕事に関するアンケート調査）の特別調査として企画・立案し、その実施に際してプリンシパル・インベスティゲーターの 1 人として共同参画した。

② 調査研究結果の要点

- 1) 第 3 回 LOSEF のフォローアップ特別調査の有効回答者数は 590 サンプルであり、有効回答率は 29%にとどまった。元々、調査対象者が郵送モニターであった人にウェブ調査を実施したことに低回収率の主要な原因がある。
- 2) 調査事項は、①日本年金機構が提供している「ねんきんネット」から入手した回答者本人の年金加入履歴、②各年 4 月の仕事の状況（本人の基本属性を含む）、③各年 4 月の婚姻状態・子ども人数、④各年 4 月の両親との同居状況、⑤各年 4 月の配偶者の仕事の状況、⑥各年 4 月の居住地、である。
- 3) フォローアップ特別調査の実施が平成 28 年度末の 3 月にずれ込んだので、調査結果を分析するには到っていない。データクリーニング後に調査結果を分析する予定である。

(3) 基盤研究 (B) 「女性活躍の効果的推進と条件整備」

(研究分担者：高山憲之)

① 調査研究の概要

本研究の研究代表者は、臼井恵美子氏（一橋大学経済研究所准教授）であり、研究期間は平成 27 年度から平成 29 年度までの 3 年間である。研究分担者の高山は平成 28 年度において、配偶者控除の見直し問題を取りあげ、その考察結果を論文「配偶者控除見直しに関するマイクロシミュレーション (I)」及び「同 (II)」にとりまとめ、それぞれウェブジャーナル「年金研究」第 5 号及び第 6 号に発表した。

② 調査研究結果の要点

- 1) 本研究では、まず第一に、所得税における配偶者控除を夫婦控除に切りかえ

る場合の税負担増減効果を、『国民生活基礎調査』（2013年実施）のマイクロデータを利用して推計した。その際、全体として増減税同額（税込中立）になるように配慮した。想定したのは2012年の所得税制である。次いで、2017年度税制改正大綱における配偶者控除の見直しについても同様の推計を試みた。

- 2) いわゆる103万円の壁は税制上、存在しない。
- 3) 配偶者に年間65万円超141万円未満の給与収入がある場合、現行税制は配偶者の給与収入に対して、いわゆる「二重の控除」を認めている。この「二重の控除」は事実上、妻のパート就業に税制上の恩典を与えるものである。
- 4) 配偶者控除だけでなく基礎控除も併せて考えると、現行税制は専業主婦（収入を伴う仕事をしていない家事専業の妻）世帯を一切、優遇していない。世帯合計の控除額は妻が正規（より厳密にいうと年間給与収入141万円以上）の共働き世帯と変わりがないからである。「配偶者控除は専業主婦世帯を優遇するシンボルだ」というのは誤解だ。
- 5) 配偶者控除（配偶者特別控除を含む。以下、同様）を廃止すると、全体として38%（2000万世帯）の世帯で税負担が増える（負担増は平均で年間3万6000円）。特に、妻が非正規または専業主婦の場合、その約4分の3の世帯（1600万世帯）が税負担増となる。
- 6) 現行の配偶者控除（38万円）を所得控除方式の夫婦控除（38万円。夫の年収800万円までの所得制限つき）に切りかえても、負担増減のない世帯が全体の76%に及ぶ一方、負担増組は9%（480万世帯）、負担減組15%（800万世帯）となる。負担増組は多数派とはならない。ちなみに、世帯年収400万円以上800万円未満の中間所得層については、負担減組の方が負担増組より多い。ただし、負担減は高所得層ほど多額となる。
- 7) 他方、年額2万7500円の夫婦税額控除に移行すると、全体の32%（1700万世帯）が負担減、16%（850万世帯）が負担増となる一方、残りの52%は負担が変わらない。ここでも負担減となる世帯の方が負担増世帯より多く、中間所得層においても減税組が増税組を世帯数で圧倒している。負担減は大半の共働き世帯に及ぶとともに、専業主婦世帯でも負担減組の方が負担増組より多い。特に世帯年収300万円以上500万円未満の中低所得層に位置する専業主婦世帯では負担減となるケースがほぼ70%となっている。
- 8) 夫婦税額控除への移行により、有配偶世帯に関するかぎり、配偶者（その大半は女性）の働き方に中立な税制が実現する。
- 9) 2017年度税制改正大綱はパート主婦が享受している税制上の特権を中間所得層に限って拡大・強化する性格を有し、それは、働き方に中立な税制の実

現という改革理念に背馳している。

(4) 厚生労働科学研究「縦断調査を用いた中高年者の生活実態の変化とその要因に関する研究」

(研究分担者：高山憲之)

① 調査研究の概要

本研究の研究代表者は、金子能宏氏（一橋大学経済研究所教授）であり、研究期間は平成 28 年度から平成 29 年度までの 2 年間である。研究分担者の高山は平成 28 年度において、日本における積立型年金の経験を詳細に論じた報告資料をとりまとめ、国際会議で報告した。その報告資料は中国語に翻訳され、中国の学術研究誌『比較』の平成 29 年、第 1 号に掲載された。

② 調査研究結果の要点

積立型の年金はインフレに弱く、また、投資リスクを抱えている。ハンドリング費用も割高になる傾向があり、低所得者には不向きである。その適切な制度運営には情報の十分な公開と徹底した説明責任が求められる。

3. 委託調査研究

本年度は、委託調査研究の実施はなかった。

4. 普及啓発事業

(1) 「年金の日」にちなんだフォーラム（厚生労働省後援）

- ・日 時：平成 28 年 11 月 21 日（月）
- ・会 場：東海大学校友会館 阿蘇の間
- ・内 容：年金シニアプランフォーラム「中年独身者（40～50 代）の老後生活設計について」

①基調講演「人口減少・少子高齢社会と中高年独身者」

（金子隆一氏 国立社会保障・人口問題研究所副所長）

②調査報告「第 4 回独身者の老後生活設計ニーズに関する調査」

（長野誠治氏 年金シニアプラン総合研究機構主任研究員）

③パネルディスカッション

パネリスト：

金子隆一氏（国立社会保障・人口問題研究所副所長）
高山憲之氏（年金シニアプラン総合研究機構研究主幹）
藤森克彦氏（みずほ情報総研（株）社会保障・藤森クラスター主
席研究員）

丸山 桂氏（成蹊大学経済学部教授）

モデレーター：

西村周三氏（年金シニアプラン総合研究機構理事長）

**（２）「年金の日」にちなんだ行事（日本年金学会、慶應義塾大学経済研究所ファイナ
ンシャル・ジェロントロジー研究センターとの共催、厚生労働省後援）**

- ・日 時：平成 28 年 11 月 26 日(土)
- ・会 場：慶應義塾大学三田キャンパス 西校舎 501 教室
- ・内 容：「ユース年金学会」
 - ①「公的年金の持続可能性を高める 2 つの政策提言」
（慶應義塾大学経済学部駒村康平ゼミ）
 - ②「大学生の年金への知識と意識を明らかにする～質問紙調査を通じて
～」
（お茶の水女子大学生生活科学部永瀬伸子ゼミ）
 - ③「公的年金制度に対する学生の意識と行動の傾向～大学生に対するア
ンケート調査から見てきたもの～」
（帝京大学経済学部山口修ゼミ）
 - ④「どうしてマクロ経済スライドのフル適用は実行されないの？－退職
者団体、労組、政治家、財務・厚労省へのインタビュー」
（慶應義塾大学商学部権丈善一ゼミ）

**（３）年金資産運用セミナー「～次世代の年金資産運用・リスク管理戦略の展望～」
（日本取引所グループ/大阪取引所との共催）**

- ・日 時：平成 29 年 1 月 10 日（火）
- ・会 場：東証ホール
- ・内 容：
 - ①講演「海外年金ファンドに見るリスク管理のイノベーションとトレ
ンド」
（堀江貞之氏 野村総合研究所金融 IT イノベーション研究部上席研
究員）

②講演「リスクの捉え方と対応策」

(近藤英男氏 DIC 企業年金基金運用執行理事)

③パネルディスカッション「次世代の年金資産運用・リスク管理戦略の展望」

パネリスト：

荻島誠治氏 (野村証券フィデューシャリー・マネジメント部長)

近藤英男氏 (DIC 企業年金基金運用執行理事)

濱口大輔氏 (企業年金連合会運用執行理事チーフインベストメントオフィサー)

モデレーター：

久保俊一氏 (年金シニアプラン総合研究機構特任研究員)

(4) 講演会

①「資本主義の終焉と歴史の危機」

(水野和夫氏 法政大学法学部教授)

・日 時：平成 28 年 5 月 27 日(金)14：00 ～ 15：30

・会 場：年金シニアプラン総合研究機構 会議室

②「長寿リスクと年金生活の設計 行動経済学の応用可能性」

(西村周三氏 年金シニアプラン総合研究機構理事長)

・日 時：平成 28 年 9 月 1 日 (木) 14：00 ～ 16：00

・会 場：年金シニアプラン総合研究機構 会議室

(5) 機関誌「年金と経済」の刊行

年金制度及び年金資金運用に関する理論的研究を促進するため、できるだけ読み易くすることを念頭に行った。

① 第 35 卷 1 号 (通巻 137 号)

特集「高齢期の生活に向けた備え—年金教育と投資教育—」

② 第 35 卷 2 号 (通巻 138 号)

特集「スチュワードシップ・コードとコーポレートガバナンス・コード」

③ 第 35 卷 3 号 (通巻 139 号)

特集「家族の変化と年金制度」

- ④ 第 35 卷 4 号 (通巻 140 号)
特集「遺族年金・障害年金」

(6) ウェブジャーナル「年金研究」の刊行

査読つき論文の発表機会を提供するとともに、当機構が実施した調査の結果を紹介するためのウェブジャーナルである。

- ① 第 3 号 (平成 28 年 6 月刊)
特集「中年独身者の老後生活設計」
- ② 第 4 号 (平成 28 年 9 月刊)
- ③ 第 5 号 (平成 28 年 12 月刊)

(7) 会員専用ページの更新

新たに賛助会員として加入した方に対し、ホームページの会員専用ページへの閲覧アクセス ID・パスワードを付与した。

- ① 研究データベース
研究者、機関誌及び報告書等の検索機能を充実させた。
- ② 論文ダウンロード
機関誌「年金と経済」の最新号までの全ての記事を、ダウンロードを可能にするためにテキストデータ及び PDF データの更新を行った。

(8) 「年金 FAQs」ページの更新

年金制度の概要やしくみなどの要点を短文で平易な言葉でとりまとめ、容易に理解できる「年金 FAQs」のページについて、法律改正等に合わせ所要の見直しを行った。

II 年金ライフプラン (PLP) セミナーの普及促進事業 (公益目的事業)

サラリーマンの退職に至るまでの人事政策や退職給付制度は各企業でまちまちであることから、年金ライフプランセミナーは、本来は各企業や各年金基金で実施されることが望ましい。本年度から、事務局・講師セミナー事業が公益目的事業として内閣総理大臣の認定を受けたところであり、一層の普及促進を図るべく、実施にむけた相談への対応、登録講師の派遣や紹介など、各企業、年金基金に対するセミナー実施支援に取り組んだ。

1. 年金ライフプランセミナーに関する相談対応・支援

年金ライフプランセミナーを単独で開催する企業や年金基金等に対して、セミナー講師の紹介・派遣や運営全般にわたる相談対応及び支援を行った。

- ・登録講師の紹介・派遣 6 法人（16 回、29 名）
- ・相談対応 11 法人（18 回）

2. 年金ライフプラン事務局セミナー

年金ライフプランセミナーのコーディネーターとしての知識・技術の習得及び講師の養成を目的としたセミナーであり、2 日間通いのコースを 1 回実施。

- ・平成 28 年 12 月 8 日（木）～9 日（金）
年金シニアプラン総合研究機構 会議室
参加者 14 法人（18 名）

3. 年金ライフプラン講師継続セミナー

当機構が認定している年金ライフプランセミナーの講師登録を行っている者を対象に登録更新等を目的としたセミナーであり、登録更新年度の前年度に日帰りコースとして 1 回実施。

- ・平成 29 年 3 月 2 日（木）
年金シニアプラン総合研究機構 会議室
継続更新 2 名

Ⅲ 年金ライフプラン（PLP）セミナー実施事業（その他事業）

わが国では、男女とも平均寿命が延び定年退職後の生活期間が長くなる中、公的年金の支給開始年齢の 65 歳への段階的引き上げが行われている。経済環境や雇用環境も変化してきており、定年退職後の生き方や働き方も多様化している。そのような中、定年退職後の生活設計はより早い時期から準備することが大切となってきた。当機構でも、従来から実施している定年退職間際の方を対象としたライフプランセミナーの他に、より若い年齢層を対象に、将来の生活設計と定年退職に向けた資産形成を目的としたライフプランセミナーとして「40 歳台からのライフプランセミナー」の開発を平成 23 年度に行い、翌 24 年度から実施しているところである。

1. 年金ライフプラン合同セミナー

「健康」、「経済」、「生きがい」を基本として定年後の年金を中心とした生活設計の参考となる情報を提供するとともに、参加者ご自身によるライフプラン作りを目的としたセミナーであり、計9回(日帰りコース4回、1泊2日コース5回)実施した。

① 日帰りコース

- ・平成28年6月24日(金)
年金シニアプラン総合研究機構 会議室
参加者 夫婦4組、単身15名 計23名
- ・平成28年9月9日(金)
年金シニアプラン総合研究機構 会議室
参加者 夫婦3組、単身23名 計29名
- ・平成28年10月7日(金)
年金シニアプラン総合研究機構 会議室
参加者 夫婦8組、単身11名 計27名
- ・平成28年12月2日(金)
年金シニアプラン総合研究機構 会議室
参加者 夫婦7組、単身3名 計17名

② 1泊2日コース

- ・平成28年9月15日(木)～16日(金)
清里高原ホテル
参加者 夫婦7組、単身1名 計15名
- ・平成28年9月29日(木)～30日(金)
京都・嵐山 らんざん
参加者 夫婦3組、単身4名 計10名
- ・平成28年10月13日(木)～14日(金)
京都・嵐山 らんざん
参加者 夫婦14組、単身6名 計34名
- ・平成28年11月10日(木)～11日(金)
京都・嵐山 らんざん
参加者 夫婦10組、単身7名 計27名
- ・平成28年11月17日(木)～18日(金)
ラフォーレ箱根強羅
参加者 夫婦11組、単身2名 計24名

2. 40歳台からのライフプランセミナー

人生の三大資金といわれる「教育資金」、「住宅資金」及び「老後資金」を中心とした情報の提供を行うとともに、参加者ご自身によるライフプラン作りを目的としたセミナーであり、日帰りコースとして1回実施した。

・平成28年7月22日（金）

年金シニアプラン総合研究機構 会議室

参加者 単身8名 計8名

3. 年金ライフプランセミナー教材の開発

受講者向けに「社会保険制度（年金・医療・介護・雇用）」、「税金の仕組み」、「資金運用の基礎」などをまとめた、『今日から始めるライフプラン』冊子を(株)社会保険研究所と共同で作成しているが、本年度の実施結果を踏まえ、所要の見直しを行った。

また、老齢年金受給資格期間の短縮や国民年金の若年者納付猶予制度に係る対象者の拡大などの法律改正を踏まえ、ライフプランセミナーの教材について、所要の見直しを行った。

IV その他

当機構が事務局として、日本年金学会の研究発表（第36回、平成28年10月27日（木）～28日（金））等の学会活動の支援を行った。

V 管理的事項

1. 評議員会の開催

①第9回評議員会

- ・日 時：平成28年6月14日（火）14：00～
- ・会 場：年金シニアプラン総合研究機構 会議室
- ・議案等：
 - 議案第1号 評議員の選任(案)について
 - 議案第2号 理事の選任(案)について

- 議案第 3 号 監事の選任(案)について
- 議案第 4 号 役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規程の一部改正(案)について
- 議案第 5 号 平成 28 年度収支予算書の変更(案)について
- 議案第 6 号 平成 27 年度事業報告書(案)について
- 議案第 7 号 平成 27 年度決算書(案)について
- 報告事項① 年金ライフプラン事業の一部公益事業化に伴う変更認定について
- 報告事項② 特定事業推進資金の運用等について
(上記議案等は審議の結果、原案どおり承認・了承された。)

②第 10 回評議員会

- ・日 時：平成 29 年 3 月 15 日（水）10：30～
- ・会 場：年金シニアプラン総合研究機構 会議室
- ・議案等：
 - 議案第 1 号 評議員会会長の選定(案)について
 - 議案第 2 号 評議員候補者選定委員会委員の同意(案)について
 - 議案第 3 号 平成 29 年度事業計画書(案)について
 - 議案第 4 号 平成 29 年度収支予算書(案)について
(「資金調達及び設備投資の見込みについて」を含む)
 - 報告事項① 資金運用方針の検討状況について
 - 報告事項② 特定事業推進資金の運用等について
(上記議案等は審議の結果、原案どおり承認・了承された。)

2. 理事会の開催

①第 149 回理事会

- ・日 時：平成 28 年 5 月 24 日（火）10：30～
- ・会 場：年金シニアプラン総合研究機構 会議室
- ・議案等：
 - 議案第 1 号 評議員候補者選定委員会委員の選出(案)について
 - 議案第 2 号 評議員候補者の推薦(案)について
 - 議案第 3 号 平成 28 年度収支予算書の変更(案)について
 - 議案第 4 号 平成 27 年度事業報告書(案)について
 - 議案第 5 号 平成 27 年度決算書(案)について

議案第 6 号 「特定事業推進基金設置規程」及び「特定事業推進基金の資金運用基本方針」の一部改正(案)について

議案第 7 号 第 9 回評議員会(定時評議員会)の招集について

報告事項① 年金ライフプラン事業の一部公益事業化に伴う変更認定について

報告事項② 特定事業推進資金の運用等について

(上記議案等は審議の結果、原案どおり承認・了承された。)

②第 150 回理事会

・日 時：平成 28 年 6 月 15 日（水）14：00～

・会 場：年金シニアプラン総合研究機構 会議室

・議案等：

議案第 1 号 理事長(代表理事)の選定について

議案第 2 号 専務理事(業務執行理事)の選定について

議案第 3 号 顧問の選任(案)について

(上記議案等は審議の結果、原案どおり承認・了承された。)

③第 151 回理事会

・日 時：平成 28 年 12 月 12 日（月）14：00～

・会 場：年金シニアプラン総合研究機構 会議室

・議案等：

議案第 1 号 企画委員会委員の選任(案)について

議案第 2 号 企画委員会座長の指名(案)について

議案第 3 号 「山口新一郎賞の今後の取扱い」の一部改正(案)について

報告事項① 資金運用方針の見直しについて

報告事項② 特定事業推進資金の運用について

(上記議案等は審議の結果、原案どおり承認・了承された。)

④第 152 回理事会

・日 時：平成 29 年 2 月 22 日（水）14：00～

・会 場：年金シニアプラン総合研究機構 会議室

・議案等：

議案第 1 号 平成 29 年度事業計画書(案)について

議案第 2 号 平成 29 年度収支予算書(案)について

(「資金調達及び設備投資の見込みについて」を含む)

議案第 3 号 理事候補者選考委員会委員の選任(案)について

議案第 4 号 第 10 回評議員会の招集について

報告事項① 対人研究に関する倫理審査委員会規程等の一部改正について

報告事項② 資金運用方針の見直しについて

報告事項③ 特定事業推進資金の運用について

(上記議案等は審議の結果、原案どおり承認・了承された。)

平成 28 年度事業報告に関しては「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則」第 34 条第 3 項に規定する「事業報告の内容を補足する重要な事項」が存在しないので、附属明細書は作成しない。

平成 29 年 6 月

公益財団法人 年金シニアプラン総合研究機構